

# 一般財団法人ふくしま建築住宅センター 評価業務規程

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (評価の業務の実施の基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他センターが指定する日

3 第1項の評価の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと申請者との間において評価の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第4条 センターの主たる事務所の所在地は、福島県福島市五月町4番25号とする。

2 センターには、次の従たる事務所を置く。

- (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
- (2) 県中事務所 福島県郡山市開成五丁目10番5号
- (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
- (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢二丁目1番17号

### (評価の業務を行う区域)

第5条 評価の業務を行う区域は、福島県の全域とする。  
業務を行うにあたり、前条2項の事務所で行う。

### (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 評価の業務を行う範囲は、法第7条第2項各号の掲げる住宅の種類に係る評価の業

務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号及び第2号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

## 第2章 評価業務の実施方法

### 第1節 設計住宅性能評価

#### （設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとするものは、センターに対して、次の各号に掲げる書類（以下「設計評価申請関係書類」という。）を提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(1) 施行規則第3条第1項に規定する**設計住宅性能評価申請書（第四号様式）**

(2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)次に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめセンターと協議したうえでセンターが指定する方法で、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）にて行うことができる。

#### （設計住宅性能評価の引受け及び契約）

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請に係る住宅が第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること

(2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと

(3) 申請に係る計画の内容に明らかな虚偽がないこと

(4) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合は、申請者に対して補正を求めるものとし、申請者がこの求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場

合においては、引受けできない理由を明らかにするとともに、設計評価申請関係書類を申請者に返還する。

- 3 センターは、第1項により申請を引き受けた場合には、申請者に**設計住宅性能評価引受承諾書(第三号様式)**を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務契約約款に基づき契約を締結する。
- 4 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価料金を評価業務契約約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。

### (評価業務契約約款に明記すべき事項)

第9条 前条の評価業務契約約款には、少なくとも次の事項を明記すること。

- (1) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならないこと
- (2) センターは、申請者から前号に規定する情報の提供が行われない場合にあつては、設計住宅性能評価を中断し又は中止すること
- (3) 設計された住宅に係る住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)の交付前までに申請者の都合により申請に係る計画を変更する場合は、申請者は、速やかにセンターに変更部分の設計評価申請関係図書を提出しなければならないこと。かつ、その計画変更が大規模な場合にあつては、申請者は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて設計住宅性能評価を申請しなければならないこと
- (4) 設計住宅性能評価書の交付前に申請者の都合により申請を取り下げる場合は、申請者は、その旨及び理由を記載した**設計住宅性能評価取り下げ届出書(第十七号様式)**をセンターに提出し、センターは審査を中止し、提出された設計評価申請関係書類を返却すること
- (5) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できる
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合することについて保証するものでないこと
  - ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象になる住宅に瑕疵がないことについて保証するものでないこと
  - ハ 設計評価関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行なうことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと
- (7) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること

### (設計住宅性能評価の実施)

第10条 センターは、法、これに基づく命令及び告示、これらに係る通達並びに「設計住宅性能評価マニュアル」に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。ただし、これに係る業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行うことができる。

- 2 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者

に対し、必要な図書の提出を求める。

- 3 評価員は設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 4 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合には、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第11条 申請者は、申請者の都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した**設計住宅性能評価取り下げ届出書(第十七号様式)**をセンターに提出する。この場合にあつては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価申請関係書類を申請者に返却する。

#### (設計住宅性能評価の交付前の計画の変更申請)

- 第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に計画を変更する場合には、その変更に係る部分の設計評価申請関係書類をセンターに提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。
- 2 前項の変更の内容が大規模な場合、申請者は、当初の申請を取り下げ、別件として改めて申請しなくてはならない。

#### (設計住宅性能評価書の交付)

- 第13条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合には、施行規則第4条第2項各号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して**設計住宅性能評価書(第一号様式)**を交付する。
- (1) 設計住宅性能評価に必要な協力が申請者から得られなかったことその他センターの責めに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき
  - (2) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合には、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。**住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の通知書(第六号様式)**
  - 3 第1項及び第2項の交付又は通知にあつては、設計評価申請関係書類の副本を添えて行う。
  - 4 設計住宅性能評価書の交付番号は別表に定める方法に従う。
  - 5 第1項及び第2項の図書の交付又は通知は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

## 第2節 建設住宅性能評価

#### (建設住宅性能評価の申請)

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対して、次の各号（センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる書類（以下「建設評価申請関係図書」という。）を提出する。提出部数は、

正本及び副本各1部とする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する **建設住宅性能評価申請書(新築住宅)(第七号様式)**
  - (2) 直前に交付された住宅性能評価書及びこれに要した図面
  - (3) 施行状況報告書の様式
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。(ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 申請者は、前2項に掲げる書類が整っていない場合であっても、センターに対して建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

#### (建設住宅性能評価の引受け及び契約)

- 第15条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査し、当該建設住宅性能評価申請関係書類を引き受ける。
- (1) 申請のあった住宅が第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること
  - (2) 提出書面に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
  - (3) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合は、申請者に対して補正を求めるものとする。
- 3 申請者が、前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引受けできない理由を明らかにするとともに、建設評価申請関係書類を申請者に返還する。
- 4 センターは、第1項により申請を引受けた場合には、申請者に**建設住宅性能評価引受承諾書(第八号様式)**を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務契約約款に基づき契約を締結する。
- 5 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価料金を評価業務契約約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。

#### (評価業務契約約款に明記すべき事項)

- 第16条 前条の評価業務契約約款には、少なくとも次の事項を明記すること。
- (1) 申請者は、センターが建設住宅性能評価を行う際に、当該申請に係る住宅、住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならないこと
  - (2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る住宅に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと
  - (3) センターは、建設住宅性能評価を行う際に、申請者、施工者その他住宅の工事に関係する者の協力が得られないこと等により、申請に係る住宅、住宅の敷地若しくは工事現

場に立ち入り、業務上必要な検査が行えない場合又は評価業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあつては、建設住宅性能評価を中断し又は中止すること

- (4) 申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に申請を取り下げる場合は、申請者は、その旨を記載した**建設住宅性能評価取り下げ届出書(第十八号様式)**をセンターに提出し、その場合センターは審査を中止し、提出された建設評価申請関係書類を返却すること
- (5) センターは、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ、第21条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わないこと
- (6) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること
- (7) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること
- (8) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを提出することとし、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、当該内容を証する書面の写しを提出すること
- (9) 申請者が建設住宅性能評価の申請を取り下げた場合、当該建設住宅性能評価に係る契約は解除されること
- (10) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること
- (11) 申請者は、センターの責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、すでに支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること
- (12) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われていないことその他の事由により当該契約を解除することができること
- (13) センターが、(12)の規定により契約を解除した場合、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること
- (14) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと
- (15) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと
- (16) 建設評価申請書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと

#### (検査対象工程の通知及び施工状況報告書の提出)

第17条 申請者は、センターに対し検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日を住宅の品質確保の促進等に関する法律**施行規則第6条第1項の規定による検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知(第十五号様式)**により通知する。

2 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告す

る書類（以下「施工状況報告書」という。）をセンターに提出するものとする。

- 3 第1項及び第2項の書面の通知等は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

#### （建設住宅性能評価の実施）

第18条 センターは、法、これに基づく命令及び告示、これらに係る通達並びに「建設住宅性能評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。ただし、これに係る業務に従事する職員のうち評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等補助的な業務を行わせることができる。

- 2 申請者は、現場検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図及び品質管理記録その他の書面を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要な書面の閲覧又は提出を申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し求めることができる。
- 4 センターは、現場検査を行ったとき、遅滞なく、**検査報告書(第十号様式)**により建設住宅性能評価申請者にその旨を報告する。

なお、この報告は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

#### （建設住宅性能評価書の交付前の検査済証の写しの提出）

第19条 申請者は、申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しをセンターに提出する。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでないものとし、当該内容を証する書面の写しを提出することとする。

#### （建設工事の変更）

第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に部分的な工事の変更で容易に評価基準との照合を行うことができる場合においては、変更申告書（参考様式）及び、その変更に係る部分の建設評価申請書類をセンターに提出する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。

- 2 前項の変更の内容が大規模な場合、申請者は、第7条第2項の変更設計住宅性能評価申請の手続きをしなければならない。また、その変更に係る部分の図書等を建設住宅性能評価申請書に添付する。提出部数は、正本及び副本各1部とする。

#### （建設住宅性能評価の申請の取下げ）

第21条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した**建設住宅性能評価取下げ届出書(第十八号様式)**をセンターに提出する。この場合にあっては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、提出された建設評価申請関係書類を申請者に返却する。

#### （建設住宅性能評価の交付）

第22条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合には、施行規則第7条第2項各項各号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して**建設住宅性能評価書（新築住宅）（第二号様式）**を交付する。

- (1) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査が行えなかったこと、その他センターに帰すことのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき
  - (2) 評価料金が支払期日までに支払われていない場合
- 2 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。**住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の通知書（第十一号様式）**
- 3 第1項及び第2項の書面の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

#### （再交付申請）

第23条 当センターから設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の交付を受けた申請者が、設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、**設計・建設住宅性能評価再交付申請書（第十二号様式）**をもって申請することができる。

### 第3章 評価員等

#### （評価員の選任）

- 第24条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者（以下「外部評価員」という。）に委嘱して選任することができるものとする。
  - 3 評価員は、法別表の各号に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### （評価員の解任）

- 第25条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。
- (1) 職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき

#### （評価員の配置）

- 第26条 評価の業務を実施するため、評価員を主たる事務所及び従たる事務所に2名以上配置する。
- 2 ある事務所の評価員が病気等の事情により、評価の業務を実施できない場合にあつては、県北事務所及び県中事務所の評価員が臨時に評価業務を行う。この場合において、緊急の時等にあつては主たる事務所及び外部評価員において評価業務を行う。
  - 3 センターは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

### (評価員の教育)

第27条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等の際には、評価員に対し登録講習機関等が行う講習会を受講させるものとする。

### (評価の業務の実施及び管理体制)

第28条 評価の業務に従事する者を、第26条の規定により配置された評価員等を含め、主たる事務所及び従たる事務所に2名以上配置する。

2 理事長は、常勤の理事の中から法第9条1項3号に規定する専任の管理者を任命する。

3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

### (身分証明書の携帯)

第29条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地又は工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す**評価員証（第十九号様式）**を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

### (秘密保持義務)

第30条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第4章 評価料金

### (評価料金)

第31条 申請者は、第7条及び第14条の申請を行うときに、別表1に定める額を納入しなければならない。

2 設計住宅性能評価を他評価機関で行い、建設住宅性能評価をセンターへ申請する場合は、別表2に定める額を加算して納入しなければならない。

3 申請者は、第20条第2項の申請を行うときに、別表3に定める額を納入しなければならない。

4 申請者は、第23条の申請を行うときに、別表4に定める額を納入しなければならない。

5 申請者が、次条第3項及び第4項の申請を行うときときに、評価料金から減ずる額は、別表5のとおりとする。

6 センターが、次条第5項に該当すると判断して、評価料金から減ずる額は、別表6のとおりとする。

7 住宅性能評価が、次条第2項及び第6項に該当するときに、評価料金から減ずる額は、別に定める。

8 申請者は、第1項から前項に定める評価料金を申請後直ちに現金又は銀行振込により納入するものとし、納入に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には申請前に協議して、別の支払期日及び納入方法によることができる。

9 第21条に定める建設住宅性能評価を取り下げる場合は、別表7に定める評価料金を返還する。

(評価料金を減額するための要件)

第32条 評価料金は、次の各項のいずれかに該当する場合に減額することができる。

- 2 設計住宅性能評価と建設住宅性能評価を併せて申請を行うとき。
- 3 住宅型式性能認定を受けた住宅又は住宅型式性能認定を受けた部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- 4 認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- 5 共同住宅等で同一仕様で同一評価の住戸が多い等、住宅性能評価を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- 6 住宅性能評価が効率的に実施できる一定数以上の住宅性能評価の申請が見込まれるとセンターが判断したとき。

(評価料金の返還)

第33条 収納された評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合にはこの限りでない。

(負担金の納付)

第34条 センターは法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第5章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第35条 センターは、法第17条の規定により、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、センターにおいて公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第36条 センターは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、センターのホームページ (<http://www.fkc.or.jp>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第37条 センターは、毎事業年度経過三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第38条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも次に掲げる請求を請求すること

ができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき300円を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

#### (帳簿及び書類の保存期間)

第39条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第19条第1項に規定する帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

#### (帳簿及び書類の保存方法)

第40条 帳簿及び書類の保存は、審査中は審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において確実、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができる。

#### (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第41条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

#### (評価の業務に関する公正の確保)

第42条 理事長及び役員又は職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないこととする。

- 2 理事長及び役員又は職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について、次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
  - (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 理事長及び役員又は職員（評価員を含む。）が、その役員又は職員（過去二年間に役員

又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は役員及び職員若しくは外部評価員以外の者は評価の業務に従事させてはならない。

#### (損害賠償保険への加入)

第43条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震、その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責となっていないものに限る。)を締結するものとする。

#### (事前相談)

第44条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに事前に相談することができる。

この場合においてセンターは、誠実、かつ、公平に対応するものとする。

2 前項の相談後、申請者は第7条又は第14条に規定する図書をあらかじめセンターに提出することができることとし、この場合においてセンターは申請者に**仮引受承諾書(第十六号様式)**をそれぞれ交付する。

(附則)

この規程は、法第16条第1項の規定による建設大臣の許可を受けた日(平成12年10月3日)から施行する。

(附則)

この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けた日(平成17年10月3日)から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年10月3日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表

交付番号は、16桁の数字を用い、次の通りにする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号
4～5桁目	当機関の事務所毎に付する番号 本 部 (「00」) 県北事務所 (「01」) 県中事務所 (「02」) いわき事務所 (「03」) 会津事務所 (「04」)
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする)

別表 1 (第31条第1項関係)

1) (設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	38,000
	200㎡以上	51,000
共同住宅	500㎡未満	$55,000 + M \times 9,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$70,000 + M \times 9,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$94,000 + M \times 9,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$270,000 + M \times 9,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$420,000 + M \times 9,000$
	50,000㎡以上	$870,000 + M \times 9,000$

※ M:評価対象戸数

※ 上記の金額に消費税加算

2) (設計住宅性能評価料金(選択評価事項有り)) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	$38,000 + 2,000 \times P$
	200㎡以上	$51,000 + 2,000 \times P$
共同住宅	500㎡未満	$55,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$
	500㎡以上1,000㎡未満	$70,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$94,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$270,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$420,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$
	50,000㎡以上	$870,000 + M \times (11,000 + 2,000 \times P)$

※ M:評価対象戸数 P:選択評価事項数

※ 上記の金額に消費税加算

3) (建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	93,000
	200㎡以上	118,000
共同住宅	500㎡未満	$N \times 68,000 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 97,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 120,000 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 240,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 400,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$N \times 795,000 + M \times 12,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 上記の金額に消費税加算

4) (建設住宅性能評価料金(選択評価事項有り)) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	93,000
	200㎡以上	118,000
共同住宅	500㎡未満	$N \times 68,000 + M \times 14,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 97,000 + M \times 14,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 120,000 + M \times 14,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 240,000 + M \times 14,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 400,000 + M \times 14,000$
	50,000㎡以上	$N \times 795,000 + M \times 14,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 2 (第31条第2項関係)

1) (他機関で設計住宅性能評価を行った場合の評価料金への加算額)

(必須評価事項のみ) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	12,000
	200㎡以上	19,000
共同住宅	500㎡未満	28,000+M×9,000
	500㎡以上1,000㎡未満	34,000+M×9,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	47,000+M×9,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	130,000+M×9,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	210,000+M×9,000
	50,000㎡以上	430,000+M×9,000

※ M:評価対象戸数

※ 上記の金額に消費税加算

2) (他機関で設計住宅性能評価を行った場合の評価料金への加算額)

(選択評価事項有り) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	12,000
	200㎡以上	19,000
共同住宅	500㎡未満	28,000+M×10,000
	500㎡以上1,000㎡未満	34,000+M×10,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	47,000+M×10,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	130,000+M×10,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	210,000+M×10,000
	50,000㎡以上	430,000+M×10,000

※ M:評価対象戸数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 3 (第31条第3項関係)

変更設計住宅性能評価料金について

i) 変更設計住宅性能評価料金	$M \times 10,000$ 円
ii) 選択評価事項変更料金	$M \times (10,000 + 2,000 \times P)$

※ M: 変更の住戸の戸数 P: 選択評価事項数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 4 (第31条第4項関係)

住宅性能評価書の再交付等の申請評価料金について

住宅性能評価書の再交付等の申請評価料金	$M \times 3,000$ 円
---------------------	--------------------

※ M: 再交付申請の住戸の戸数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 5 (第31条第5項関係)

住宅型式性能認定等住宅の評価料金から減ずる額

	床面積の合計	設計住宅性能評価料金 から減ずる額	建設住宅性能評価料金 から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	8,000円	25,000円
	200㎡以上	15,000円	36,000円
共同住宅	500㎡未満	$4,000 + M \times 1,000$	$5,000 + M \times 1,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$6,000 + M \times 1,000$	$7,000 + M \times 1,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$8,000 + M \times 1,000$	$10,000 + M \times 1,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$16,000 + M \times 1,000$	$18,000 + M \times 1,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$25,000 + M \times 1,000$	$30,000 + M \times 1,000$
	50,000㎡以上	$50,000 + M \times 1,000$	$55,000 + M \times 1,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 6 (第31条第6項関係)

住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

設計住宅性能評価等の評価料金から減ずる額	M×3,000円
----------------------	----------

※ M：同一仕様で同一評価の住戸の戸数

※ 上記の金額に消費税加算

別表 7 (第31条第9項関係)

申請の取り下げによる評価料金返還額

	(い) 欄 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 欄 当該申請評価料金に 乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N + 0.05) \}$

※ J：申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。

※ N：検査回数